

初めに

昨年7月の「バラのまち～TOYOKAWA～」に続き、今年9月16日に「みやげ・トゥ・ザ・フューチャー！～未来にバラまけ豊川みやげ！～」(豊川青年会議所主催)の企画実行に、今年もいちメンバーとして参加させて頂きました。

イベント当日は豊川ゆかりの企業10店舗様(右記表)に**バラのお土産**を創作してもらい、市民の方々に試食投票のうえ、**グランプリ**を選んで頂きました。

グランプリを獲得したセルフイーユ様の他、いくつかの店舗様で実際に販売もしていただけたとのことでした。

是非、探してその味や見た目を楽しんで頂ければと思います。

そして、豊川市から他地域の友人などに会いに行くとき、生産量日本一の「バラのまち豊川」をPRするお土産にも使って頂けることを期待しています。

勿論、**豊川稲荷(稲荷寿司など)**こそ豊川を代表するまちの資源だという声もあり、事実その通りです。しかし、世代や各個人ごとに魅力の伝わるキーワードは違います。

神社仏閣という歴史と美味しい食べもの、そして**バラという華のあるまち豊川市**としてブランディング出来れば今よりももっと広範の人たちに豊川市の魅力を伝えていけるのではと思います。

議員としても、市民としても「**バラと狐(稲荷)のまち～TOYOKAWA～**」として今後も豊川市の魅力発信に協力していきたい。

豊川市議会議員(豊川市民オンブズマン代表) **倉橋英樹**



豊川市の借金と貯金

* 豊川市の地方債残高(借金)と財政調整基金(比較的自由に使える貯金)の推移

	25年度	26年度	27年度	28年度
地方債残高	534億8170万円	513億5157万円	491億1419万円	475億8280万円
市民一人当たり	28万9150円	27万7660円	26万4981円	25万6164円
財政調整基金	88億5102万円	89億7400万円	86億3518万円	90億3064万円

借金は私が初当選した平成23年度末で約591億円だったものが約20%減っています。また、財政調整基金は横ばいということで、**将来の財政健全化に向けて少しずつ努力が続けられています。**

とはいえ、まだまだ借金の方が多く、財政負担のピークもこれから迎えることとなります。子供たちに健全な財政を遺せるよう、今後もしっかり議会でチェックをしていきたい。

- 出展者様一覧
(五十音順 敬称略)
- ・井指製茶株式会社
 - ・株式会社マルヤス
 - ・喜楽
 - ・松寿園
 - ・セルフイーユ
 - ・漬物の道長
 - ・呑龍
 - ・山本製粉株式会社
 - ・ラ・プティ・メゾン
 - ・若松園

オンブズ議員の活動報告

25

主権者の皆様へ

平成28年度決算の審査

9月議会では28年度決算書の認定議案が提出され、事業効果の確認や業務に問題など無いかをチェックいたしました。その一部を紹介いたします。

高校生ボランティア体験講座

Q(倉橋の質疑)	A(市当局の答え)
28年度の高校生を対象としたボランティア講座の効果は?	90%以上の学生が「楽しかった」、「今後もボランティア活動を続けてみたい」と回答した。 47名中、8名が29年度講座にも参加している。
28年度は高校生自らがボランティアの企画をしていたが、29年度は場内警備など単なる労働力のようなボランティア講座内容もあった。自ら企画する内容の方が、やりがいも達成感もあって、良いのでは?	28年度の発案型体験講座は、生徒の自発性や企画力を高めた一方で、なかなか1つにまとまらないといった問題もあり、29年度は様々な活動メニューを揃え、選択出来るようにした。今後は、引き続き若者のボランティア活動への参加促進に効果的な方法を模索していきます。

生活保護扶助費(葬祭扶助)

Q(倉橋の質疑)	A(市当局の答え)
前回質疑で、今後は葬祭業者2社に対し公平に依頼していくと言っていたが、28年度と今年度の実績は?	28年度の依頼実績は、 A社8件、B社4件。 29年度8月末までの実績は、A社5件、B社0件。
大きな隔たりがありますが、その理由について伺う。	葬祭費用合計が、 A社のほうがB社より約6,000円安く、A社に偏ったものとなった。
安い方を優先したのは理解する。しかし、1社独占も良くないと思う。B社に値段交渉などして複数業者を使うようにするか、それとも1社独占でいくのか?市の見解を伺う。	死亡は緊急時に発生し、遺体安置など即日の対応が必要ですので、 選定可能な業者が複数あった方が良いと考えます。 今後、 葬儀費用の値下げが可能かどうか確認した上で、対応していきたい

これまで、**葬儀費用の差異についてはどこにも触れられていなかった**ので、B社としては寝耳に水だったと思います。しかし、市は質問後速やかに葬儀業者に連絡を取るとのことで、今後は公平な依頼件数となる事を期待しています。

(なお、故人のご遺族の方が特定の葬儀社を希望する場合もあり、その場合の件数は今回の回答件数には含まれていません。また、葬儀費用は一件当たり平均16万円ほどです。)

ご意見やご質問、情報提供などお待ちしております。

制作及び文章責任	くらはし ひでき 倉橋 英樹	連絡先(携帯) 090-6577-6895 fpkura@yahoo.co.jp
住所 FB	愛知県豊川市御津町広石広国49-1 https://www.facebook.com/fpkura	

報告紙の一部を福祉作業所様に配布委託しています。地域によって配布時期が異なる等ありますが、ご理解願います。私の高い議員報酬を有効に使わせて頂いております。

9月定例会 / 一般質問

在宅高齢者に対する生活及び介護支援事業について

今回は、在宅高齢者に対する生活支援及び在宅の介護者支援について、細かい事業をいくつか取り上げ質問していきましました。今回はその一部を紹介いたします。

・高齢者交通料金助成事業

事業対象者	70歳以上で市民税非課税の方
事業内容	豊鉄バス・コミュニティバスの券面100円分の共通回数乗車券を11枚。申請した方にのみ交付。(回数券の価値としては1000円分となる)

(質問・答弁要旨抜粋)

Q (倉橋の質問)	A (市当局の答え)
高齢者交通料金助成事業の交付実績と支給率はどうなっているか。	平成28年度は627人に回数券を交付。対象者である70歳以上の市民税非課税の方は、市全体で約2万人いるため、支給率は約3%です。
支給率が低い理由について、 周知不足も原因の一つとも考えられるが 、どのように考えているのか。	毎年6月号の広報及び市のホームページに掲載し、主要な公共施設にチラシを設置している。今後は、広報だけではなく市全体に発信する他事業のチラシ等に掲載することで、 情報発信の機会を増やして住民周知に繋げていきたい。
本事業の支出は(バス会社へ)どのようにされているか。また交付した回数券が 本人に利用されているかの検証 をどのようにしているのか。	コミュニティバスの回数券は、豊鉄バスが販売しているが、人権交通防犯課が販売場所の1つとなっているので、そこから購入しています。他人への譲渡はしない様に、との利用のチラシを渡して 注意喚起 をしている(検証は出来ていない)
非課税高齢者の外出に困っている方で、バスも使えない方には同額1000円分のタクシーチケット補助を選択出来るようにしてはどうか。	地域公共交通網形成計画が平成32年度までとなり、その後には本市の公共交通のあり方を検討する時期となる。公共交通機関との連携により、どのような施策が実施できるのかを考えていく必要があると考えている。

住民への周知は、「70歳以上の非課税の高齢者がパソコンを用意して市のHPを見ることは考えにくい」と指摘させて頂きました。

また、行政・役所内だけで情報周知を考えるのではなく、病院やスーパー、バスの中など高齢者が足を運ぶ場所にこそ、情報の掲示をするべきだと思います。民間企業にとっては「お客様を運んでくれる制度」の周知なので、交渉の余地は十分にあります。

タクシーチケットの選択制については、そもそも交通弱者はバス停に行く事すらままならないのであって、本当に助けるべきはどちらか。そして、バス路線には多額の税金が使われており、バス停が遠く、バスも利用できない住民にこそ「税(公共事業)の公平性」の観点から補助を出すべきであると訴えました。

市の回答は決定事項以外ほとんど玉虫色となっておりますが、今回の議論が少しでも将来の検討事項に繋がれば、と期待しています。

税金の使い方を考えよう

(左ページからの続き)

在宅高齢者に対する生活及び介護支援事業について

次に、要介護者に対する3事業について。纏めて質問しました。

・要介護高齢者及びその介護者である家族を支援する事業

事業名	対象者(在宅)	内容(年間)
訪問理美容サービス	要介護3~5 特別障害者手当受給者	1枚4,000円の理美容券を3枚支給
介護用品支給事業	要介護3~5	介護用品引換券を30,000円分支給
介護用品給付事業	要介護4~5 (市民税非課税世帯)	介護用品引換券を75,000円分支給。 (介護用品支給事業との併給はしない)

(質問・答弁要旨抜粋)

Q (倉橋の質問)	A (市当局の答え)
28年度の3事業の利用率と支出額は?	訪問理美容サービス・・・34.8%、857万2千円。 介護用品支給事業・・・79.5%、4,060万9千円。 介護用品給付事業・・・94.6%、156万1千円。
訪問理美容サービスは、1枚2,000円チケットで支出している市や出張費のみを支給する市など色々ある。4,000円チケットにした経緯と理由は?	開始当時は、1枚2,000円のサービス券を年6枚交付していたが、利用者に自己負担が発生していた。平成6年度に、1回当たりの利用者の負担軽減を図るために、1枚4,000円のサービス券に変更した。
訪問理美容サービスの低利用率への原因認識は?	家に入られることをためらう方や、 年3回分も必要がない方がいる 為と思われます。
在宅で介護を受ける方が、年間で使用するおむつの平均支出額についてデータがあれば伺う。	おむつの平均的な支出額については把握しておりません。
訪問理美容サービスを使う人が少ない一方で、おむつ代など介護用品費は足りないという声が多い。共通制度化(共通チケットに)することを考えるが、 法律的にできない理由があるか 。	それぞれの事業対象者が違う(特別障害者手当受給者は、介護用品券2事業の対象者ではない)ため、 一律に共通券とすることは難しい状況 にある。また、来年度から 東三河広域連合で実施する事業 もあり、困難と考える。
難しいが、法的問題はないという回答だ。 特別障害者手当受給者においても紙おむつなど介護用品が不要 というわけではない。制度新設によって対応可能ですし、広域連合へ意見していくことも必要だ。改めてチケット共通化を実施する考えを伺う。	現状はチケットを共有化することは考えていない。しかし、平成30年度からの東三河広域連合での統一した基準でこのまま事業を継続していくかどうかは、 今後の介護保険制度の状況にもよります 。今後、介護保険制度の見直しにあわせて議論を行っていきます。

利用率から見れば、市が**重く考えていかなければならない事業は明白**であると思います。訪問理美容サービスをやめる必要はありませんが、多くの人に必要とされる事業に不足があるのなら、そちらへ財源を回せるようにし、より良い住民福祉制度としていきたい。

市役所も民間企業のように常にサービスの改良など考えていって欲しい。